

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「都税条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年12月3日付けで行った平成30年度分の個人事業税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- (1) 本件処分に係る納税通知書には、処分の理由が提示されていないのであるから、本件処分は、行政手続法14条1項に違反している。
- (2) 処分庁は、本件処分を行うに当たり、本件申告書類の記載内容について調査せず、記載内容だけを捉えて、一方的に請求人を個人事業税の納税義務者であると判断している。請求人と本件会社との間には、単に雇用契約が結ばれているだけであり、請求人は本件会社の指揮監督権に服するのであるから、個人事業税を課されるべきで

はない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年1月8日	諮問
令和2年3月6日	審議（第42回第3部会）
令和2年3月13日	審議（第43回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 課税客体及び納税義務者について

法72条の2第3項は、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課する旨を定め、同条8項において「第一種事業」とする業種を定めて、同項23号に「代理業」と掲げている。同様に、都税条例25条4項は、個人の行う法72条の2第8項から第10項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する旨を定める。

なお、事業税は道府県税であり（法4条2項2号）、道府県に関する規定は都に準用される（法1条2項）。

ア 東京都における「個人事業税課税事務提要」（平成24年8月

1 日付 24 主課課第 153 号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。本件処分に適用されるのは、平成 30 年 3 月 30 日付 29 主課課第 549 号による改正後のものである。) によれば、課税客体である「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」とする(第 3 章・第 1 節・第 1・1・(1))。

イ 事務提要によれば、代理業の定義として、代理業は、①一定の商人のために(原則として特定の者のために)、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要である、とする(第 3 章・第 2 節・第 23・1)。

代理業の認定基準は、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う」とした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」とする(事務提要第 3 章・第 2 節・第 23・2・(1))。

ウ 納税義務者である「事業を行う個人」とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいう、と定義されている(「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号総務大臣通知(以下「取

扱通知」という。) ) 第3章・第1節・第1・1の5)。取扱通知は、「事業を行う個人」に該当するか否かについて、「他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに地方税法上『事業を行う者』に該当しないとはいえない」とした上で、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」としている（取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2)）。

(2) 税額の算定について

ア 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によると定め、都税条例も38条1項に同旨の規定を置いている。

イ 上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12第1項は、前条1項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例（その年中の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。）によって算定するとする。

ウ 法72条の50第1項は、個人事業税の賦課の方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不

動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告し、又は税務官署が決定した課税標準を基準として個人事業税を課する旨を定めている。

エ 個人事業税については、事業主控除の額は290万円と定められている（法72条の49の14第1項）。

オ 第一種事業を行う個人に対する事業税の税額は、所得に100分の5を乗じて得た額とされている（法72条の49の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号）。

カ 個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が事業主控除の額（上記のとおり、290万円）を超えるものには申告義務がある（法72条の55第1項）が、個人事業税の申告期限の3月15日前に申告をしなくても、前年分の所得税につき所得税法2条1項37号の確定申告書を提出した場合には（個人事業税を）申告したものとみなされる（法72条の55の2第1項）。

キ 個人事業税の納期は、8月及び11月中において道府県の条例で定めるが、特別の事情がある場合にはこれと異なる納期を定めることができる（法72条の51第1項）、都税条例では、東京都における個人事業税の納期を、第1期が8月1日から同月31日まで、第2期が11月1日から同月30日までと定めた上で（都税条例39条の5）、特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによる（同条ただし書）、としている。

## 2 本件処分の検討

### (1) 課税客体と納税義務者について

まず、本件について、請求人が法72条の2第8項23号に規定する「代理業」を行う「事業を行う個人」であると認めることができるか否かについて、以下に検討する。

ア 「事業を行う個人」について

(ア) 本件申告書類及び本件契約書等によれば、以下の事実が認められる。

請求人は、平成26年12月18日付けで本件会社と雇用契約を締結し、契約期間が開始した平成27年1月1日以降当該契約が解除されたとする事実は認められないことから、平成29年1月1日から同年12月31日までの間においても、本件会社のために、本件業務（生命保険・損害保険・少額短期保険の募集業務、提携会社の紹介営業業務）に従事しており、本件業務の対価として、本件会社から報酬の支払を受けた。そして、請求人は、平成29年における収入のうち、営業等による収入として、所得税法143条の規定する青色申告の方法を利用して、〇〇税務署長に対して申告を行った。

請求人は、本件業務により、本件会社からの報酬として収入（基本報酬として1,440,000円、歩合報酬として72,633,315円、計74,073,315円）を得る一方で、経費として、会議研修費（6,788,637円）、接待交際費（5,610,751円）、旅費交通費（3,800,546円）、地代家賃（4,688,106円）、広告宣伝費（4,546,092円）等の合計額として、36,473,172円を計上している。上記各種経費としての支出の合計額（36,473,172円）は、営業等に係る事業収入の額（74,073,315円）に対して、約49.2%の割合に相当する。

また、請求人が申告した減価償却資産の平成29年中の償却期間は、年途中で取得・処分したものを除けば、12か月であった。

(イ) 以上の事実によれば、たしかに、請求人と本件会社との関係は、両者の間で取り交された雇用契約に基づいているといえるが、請求人が本件会社から支給されている報酬は、請求人が単に一従業員として本件会社に労務の提供を行い、本件会社から

受ける一定の空間的、時間的な拘束の下、継続的ないし断続的に本件会社に対して労務又は役務の提供をした結果、それに応じた対価として本件会社から提供されたものと評価することは困難といえる。むしろ、請求人は、上記各種経費を、自らの裁量判断のもとに自ら負担することによって、本件業務を遂行して多額の歩合報酬を得る結果をもたらしていると評価すべきである。すなわち、請求人は、自己の危険と計算において本件業務を行っており、その収支の結果は、請求人自身に帰属するものと評価するのが相当である。

また、本件業務は、その報酬の約98%が業績に連動した歩合報酬であることから、営利又は対価の取得を目的として行われていることは明らかである。減価償却資産の償却期間をみると、本件業務が年間を通して反復継続して行われていることも明らかである。

したがって、本件業務は、営利又は対価の取得を目的として、請求人の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為であると評価できるのであるから、事務提要のいう「事業」に該当し（上記1・(1)・ア）、請求人は、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人、すなわち「事業を行う個人」とであると認められる。

#### イ 「代理業」について

(ア) 請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「生命保険外交員」とであると申告していることが認められる。また、上記アで検討したとおり、請求人は、本件業務（生命保険・損害保険・少額短期保険の募集業務、提携会社の紹介営業業務）を独立的に反復継続し、その対価として本件会社から歩合報酬を得ていることが認められる。

(イ) 一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売

買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている（関東信越国税不服審判所平成11年3月11日裁決・国税不服審判所ウェブサイト・公表裁決事例登載・裁決事例集No. 57-206頁）参照）。

また、保険業法は、2条26項において、「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうと規定しているところ、本件業務において行われる具体的内容としては、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込の受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解されている（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（平成28年8月。なお平成30年2月改定後も同様。）」Ⅱ-4-2-1・(1)）。

(ウ) 以上のことを事務提要に照らしていえば、本件業務は、①本件会社のために、②反復継続して行われ、③保険契約締結を代理し、又は媒介する事業に該当するというべきである。また、その業務遂行の態様は、単なる従業員としての労務の提供に止まらず、④「独立した事業である」と認められる性格のものであることは、上記アのとおりである。したがって、本件業務は、事務提要が掲げる「代理業」としての要件（上記1・(2)・イ）を充たしている（付言するに、自治省府県税課編「事業税逐条解説」（地方財務協会刊）22頁においては、「事業」とは、「一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務をいう」とされているが、生命保険募集人として請求人が行っている本件業務は、ここにいう「事業」に該当するものと解せられる。）。

以上のことから、請求人が生命保険外交員として行う本件業務は、個人事業税の課税対象である第一種事業（法72条の2第3項）である「代理業」（同条8項23号）に該当するもの



である。

(2) 税額の算出について

次に、本件処分における税額について、その算定が適正か否かを検証する。

ア 上記(1)により、請求人は、個人事業税の納税義務者と認められるところ、平成29年における請求人の事業の所得の金額は、事業主控除の額290万円を超過するものと認められるから、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務を負う。同年の所得につき〇〇税務署長に対し本件申告書類の提出がなされているため、個人事業税についても申告があり、青色申告特別控除の適用を受けた旨についても申告がなされたものとみなされる（上記1・(2)・カ）。

イ そこで、本件申告書類を基にして個人事業税の課税標準を算定するに、〇〇税務署長に申告された請求人の平成29年の事業所得の額は、37,600,143円であるところ、そこから個人事業税における事業主控除の額2,900,000円（法72条の49の14第1項）を減じて得た34,700,000円（法20条の4の2第1項の規定により、千円未満の端数金額は切り捨てる。）が課税標準額となる（上記1・(2)・ウないしエ）。

ウ そして、代理業は第一種事業であるから（上記1・(1)）、上記により求めた課税標準額34,700,000円に、第一種事業について東京都において課する個人事業税の税率100分の5（法72条の49の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号）を乗じた額1,735,000円（法20条の4の2第3項の規定により、百円未満の端数金額は切り捨てる。）が、請求人に賦課すべき平成30年度の個人事業税の税額となる（上記1・(2)・オ）。

本件処分における税額1,735,000円（別紙処分目録参照）は、これに一致しており、違算等の事実は認められない。

- (3) 以上のとおり、本件処分は、請求人に対して、同人が平成29年において行った第一種事業である代理業について、法令等の定めに基づき個人事業税を課し、かつ適正な課税標準を基礎として税額を算定したものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、上記第3・(1)のとおり、本件処分に理由の提示がないことから、本件処分は行政手続法14条の規定に反し、違法である旨主張している。

しかし、法は、地方公共団体が法の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる旨を定める（法2条）とともに、地方公共団体が「その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」（同法3条1項）と定めており、地方公共団体が自主財政権に基づく自治課税権を有していると解されること（憲法94条）に鑑みても、地方税の賦課徴収の直接の根拠は、地方公共団体の条例にあると解すべきであり、地方税法は地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲を定める標準法ないし枠法であると解される（平成28年12月20日東京地方裁判所判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）。とすれば、本件処分については、都税条例を直接の根拠とするのであるから、行政手続法第2章から第6章までの規定（同法14条は第3章に含まれる。）が適用されない（同法3条3項）。

したがって、請求人の上記主張には理由がない。

なお、都税条例12条の2第1項によれば、都税条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、東京都行政手続条例第2章及び第3章（14条含む。）の規定は適用しないとされている。ゆえに、本件処分は、同条例14条1項本文の適用も受けないのであるから、処分理由を提示する必要がない。

- (2) また、請求人は、上記第3・(2)のとおり、請求人と本件会社との

間には、単に雇用契約が結ばれているだけであり、請求人は本件会社の指揮監督権に服している旨主張している。

しかし、個人事業税の課税要件の検討においては、他の諸法規において雇用者として取扱いを受けていることのみで直ちに事業を行う者に該当しないと判断すべきではないこと（上記1・(1)・ウ）、身分的従属関係のみを重視すべきではなく、実質的に自己の責任において営業行為とみなしうる収支計算を行っているかどうかについて十分調査をすべきこと（上記1・(1)・イ）が求められている。

そして、これらのことを踏まえた上で検討した結果、請求人は独立して事業を行っている個人と認めることが妥当であることは、上記2・(1)に述べたとおりである。すなわち、営業収入から多額の経費を負担しており、このことからすると、本件業務については、本件会社との間に一定の従属関係はあるとはいえ、営業の相手方や営業の方法の選択等その他実際の営業活動については、本件会社の指揮命令に従ってその拘束の下に遂行するという要素が支配的であるとは推測できず、むしろ、当該営業活動は、いかなる経費を投入して売上を得るのか等について、請求人の裁量により、その危険と計算において行われており、収支の結果は請求人に属していると認められる。

したがって、請求人の上記主張には理由がない。

- (3) なお、請求人は、処分庁が本件処分を行うに当たり、調査が不十分であった旨主張している。

この点、事務提要第3章・第1節・第23・2には「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う。」と記載されているところ、それ以上詳細な規定は設けられていないのであるから、いかなる調査に基づき課税要件の認定を行うかは、課税庁の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

処分庁は、本件処分を行うに当たって、本件申告書類等の記載内容から課税要件の有無を判断していることが認められるが、これは上記２における判断方法と同様であるといえ、処分庁における上記判断の過程に不合理な点があったとは認められない。

したがって、請求人の上記主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙(略)